

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和4年9月号

通信販売で購入した商品の返品はできる？

「**テ**レビ通販で見た健康器具を注文した。商品は届いたが、広告していたような効果が期待できないと思い、**返品したいと伝えたところ、返品不可と言われた。**」というような相談です。

通信販売は、訪問販売などとは異なり、**クーリング・オフが****できず**、消費者の都合で一方向的に契約を解除することはできません。注文する前に、返品対応についての表示をよく確認する必要があります。

トラブルを避けるためには、**代金の前払いは避ける、返品特約を確認する、業者名、所在地、電話番号等の連絡先をチェックする**、などに注意してください。万が一に備えて記録を残しておきましょう。困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。